

【文例 -1-】

信託（自己信託）

自己信託とは、委託者が自ら受託者となる信託であり、一定の目的に従い自己の有する一定の財産の管理・処分等を自ら行う旨の意思表示を公正証書その他の書面又は電磁的記録によって行うものである。

生活資金給付自己信託公正証書

この公正証書は、本公証人が次の囑託人の陳述を録取して作成する。

住 所

職 業

氏 名 ○○（以下「甲」という。）

生年月日 昭和○年○月○日

第1条（自己信託の設定）

甲は、その所有する別紙目録記載の不動産を時価で換価処分し、換価に要する諸費用、公租公課等を控除した残金を信託財産として自己信託を設定する。

第2条（信託の目的）

この信託は、甲の長男乙（生年月日）に対する生活資金の給付（障害者施設への入所費、医療費を含む。）を目的とする。

第3条（受託者及び受益者）

この信託の受託者は甲とし、受益者は乙とする。

第4条（信託期間）

この信託の信託期間は、この信託の発効の日から、乙が死亡する日までとする。

第5条（信託財産及び運用）

この信託の信託財産は、第1条記載の換価残金とし、受託者は、これを銀行等の金融機関に預金し、運用する。

第6条（給付）

受託者は、平成〇年〇月から、毎月金〇〇万円を受益者に支払う。支払方法は、受益者と協議して受託者が定める。

第7条（信託の終了）

この信託は、信託財産が消滅したとき、又は第4条の期間が満了したときに終了する。